

議案第 74 号

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
及び生駒市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の  
制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により、生駒市  
議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び生駒市議会の議  
員の定数を定める条例の改正の請求を平成22年11月19日に受理したので、  
同条第3項の規定により、別紙の意見を付けてこれを付議する。

平成22年12月7日

生駒市長 山下 真

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び生  
駒市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

（生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改  
正）

第1条 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平  
成20年9月生駒市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「700,000円」を「490,000円」に改め、同条  
第2号中「625,000円」を「437,500円」に改め、同条第3号中  
「570,000円」を「399,000円」に改める。

（生駒市議会の議員の定数を定める条例の一部改正）

第2条 生駒市議会の議員の定数を定める条例（平成13年6月生駒市条例第1

8号)の一部を次のように改正する。

本則中「24人」を「18人」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成23年4月1日から、第2条の規定は同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。